

# 徳島県地域医療支援機構設置要綱

## (設置)

第1条 徳島県は、関係機関及び団体並びに医療従事者等との連携、協力のもと、地域医療体制を確保するために実効性のある各種施策を円滑かつ効率的に推進することを目的として、徳島県地域医療支援機構（以下「支援機構」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 支援機構は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域医療を担う医師の養成及び確保に関すること。
- (2) 医師派遣の調整に関すること。
- (3) 医療機関の機能分担と連携等の医療を提供する体制の確保に関すること。
- (4) べき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づくべき地医療対策に関すること。
- (5) その他地域における医療の確保・充実に関すること。

## (地域医療総合対策協議会)

第3条 支援機構を運営し、前条各号に掲げる事項に関する検討、協議を行うため、徳島県地域医療総合対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (協議会の組織)

第4条 協議会の委員は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に、会長を置く。
- 4 会長は、委員の互選により定める。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 会長は、会務を総理する。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に、医師派遣調整等部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会は、第2条第2号及び第4号に掲げる事項について協議する。

5 部会は、協議した結果を協議会に報告する。

6 前条の規定は、部会に準用する。

(事務局)

第7条 支援機構の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、支援機構及び協議会の運営に関し必要な事項は会長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。